

『重荷となる社会保険料 増える偽装請負』

法人税減税を求める声が上がりに続けているが、多くの中小企業にとって、法人税率よりも重大な経営問題は、上がり続けている社会保険料の料率だろう。なにしろ、法人税は赤字であれば負担する必要はないが、社会保険料についてはそうはいかない。おまけに料率も高い。

昨今、そのようは社会保険料負担を避けるため、元々社員として雇用していた者を請負として契約するケースが頻発している。業務の実態として請負契約が成り立つのであれば問題はないが、事業主が指揮命令をしているなど、実態は雇用であるとして、退職した労働者から偽装請負として告発されるケースも後を絶たない。デフレの影響もあり、とにかく低価格を求められる業種でそのような偽装請負が増加しているが、実際に偽装請負を行っているとしたら、職業安定法違反に問われることとなり、違反が認められれば1年以下の懲役又は100万円以下の罰金となる。トラブルとなった時に備えて、完全に請負契約であることが認められるようにする必要があるだろうが、実務上、それも困難であることは間違いない。社会保険料や手空き時間の人件費削減を目的とした安易な違法行為は、その後のペナルティもきつい。諸法令に十分配慮した運営が必要だろう。



『必要経費に算入できない ロータリークラブの会費等』

司法書士業を営む請求人が支出したロータリークラブの入会金と会費が、事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できるかどうか争われた事案で国税不服審判所は、請求人が同クラブの会員として行った活動を社会通念に照らしてみれば、司法書士の業務と直接関係するものとはいえず、その活動が同業務の遂行上必要なものともいえないとし、必要経費に算入できないと裁決した。請求人は、所得税法第37条「必要経費」第1項の規定を文理解釈する限り、業務と直接の関係を持つ必要はなく、客観的にみて所得を生ずるのに必要なものであれば足りるとして、入会金と年会費は必要経費に算入できる旨主張した。審判所は、個人の事業主における事業所得の金額の計算にあたっては、事業上の必要経費と所得の処分である家事費とを明確に区分する必要があると指摘。その上で▽所得税法第37条第1項がいう費用とは、単に業務と関連があるというだけではなく、その支出が業務と直接の関係を持ち、かつ業務の遂行上必要なものに限られる▽その判断は、単に業務を行う者の主観的な動機・判断によるのではなく、当該業務の内容や当該支出の趣旨・目的等の諸般の事情を総合的に考慮し、社会通念に照らして客観的に行われなければならないとした。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます。